

第12次労働災害防止計画

(期間 平成25年度～平成29年度)

誰もが安心して健康に働くことができる
秋田の労働環境を実現するために

平成25年3月

厚生労働省秋田労働局

<目次>

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画の目標	1
(3) 計画の評価と見直し	1
2 社会の変化と安全衛生施策の方向性	2
(1) 第三次産業の拡大と労働災害の変化	2
(2) 非正規労働者等の増加と外部委託の広がり	5
(3) 少子高齢化の影響	6
(4) 行政を取り巻く環境の変化	7
(5) 地域事情を踏まえ、社会に開かれた安全衛生対策の展開	7
(6) 発注者、機械製造者等の管理者の安全衛生対策	7
3 重点施策	7
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	
(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	
4 重点施策ごとの具体的取組	8
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	8
ア 重点とする業種対策	
(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策	8
① 第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策	9
② 陸上貨物運送事業対策	10
(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	11
① 建設業対策	12
② 製造業対策	13
③ 林業対策	13

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	14
①メンタルヘルス対策	15
②過重労働対策	15
③化学物質による健康障害防止対策	16
④腰痛・熱中症対策	16
⑤受動喫煙防止対策	17
ウ 業種横断的な取組	18
①リスクアセスメントの普及促進	19
②高年齢労働者対策	19
③非正規労働者対策	20
④転倒災害防止対策	20
⑤交通労働災害防止対策	20
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	21
①専門家と労働災害防止団体の活用	21
②業界団体との連携による実効性の確保	21
③安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用	22
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	23
①経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚	23
②労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表	23
③労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上	23
(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	24
①発注者等による安全衛生への取組強化	24
②製造段階での機械の安全対策の強化	24
③労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討	25

はじめに

秋田県における労働災害は、長期的には減少しているが、近年その傾向は鈍化し、平成 22 年以降は増加に転じている。

本来、人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごし、喜びを見いだす。

そして、経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。

しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱い、また危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

働くことを起因とした労働災害を少しでも減らすため、昭和 33 年からこれまで 11 回にわたって「労働災害防止計画」を策定し、関係業界などと協力しながら、対策に取り組んできた。その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、今なお県内で年間 1,000 人を超える労働者が被災している。特に当地の厳しい気候を反映し、冬季は凍結路面での転倒など特有災害が多発しているほか、夏季には熱中症も発生している。また、過重労働による健康障害や精神障害などの労災請求も増加傾向にある。

よって、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成 25 年度を初年度として、5 年間にわたり重点的に取り組む事項を定めた新たな「労働災害防止計画」をここに定め、労働災害のさらなる減少を図ることとする。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、労働局や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、それぞれが責任ある行動を取るような社会を目指す。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ①死亡災害の撲滅を目指して、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させること
- ②平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上の労働災害による死傷者の数を 15%以上減少させること

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。

また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた数値の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

※計画の目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において2020年までに実現すべき成果目標の1つとして掲げている「労働災害発生件数を3割減」を踏まえたもの。

2 社会の変化と安全衛生施策の方向性

(1) 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

秋田県における産業構造は、雇用労働者数から見て、製造業と建設業が4割程度を占めていたことから、災害防止対策もこうした業種に重点を置き実施されてきた。《表1》

その結果、製造業・建設業における労働災害発生件数は、平成2年に製造業で625件、千人率が5.54、建設業で566件、千人率が11.76と高率だったものが、20年後の平成22年においては大幅に減少し、製造業で200件、千人率が2.95、建設業で209件、千人率で5.96となっている。《表2》

しかしながら、当該業種においては、景気の低迷に伴い、製造業の集約化や建設事業の縮小等が進み、平成2年に16万人いたそれら業種の労働者数は、平成22年には10万人まで減少している。

一方、高齢化の進展等の背景もあり、病院・福祉サービス業等を中心として、第三次産業の拡大が進み、業種ごとの労働者数の増減が顕著になっている。

これらサービス業においては、平成2年に24万人だった労働者数が平成22年には27万人となると同時に、労働災害件数も平成2年に506件、千人率で2.09だったものが、平成22年では555件、千人率で2.02と減少することなく同様の確率で発生している。

これらのことから、今後においては製造業・建設業における安全衛生対策への取り組みを継続すること、第三次産業においては、業種の特徴を捉えたきめ細かな同取り組みの浸透を図る必要がある。

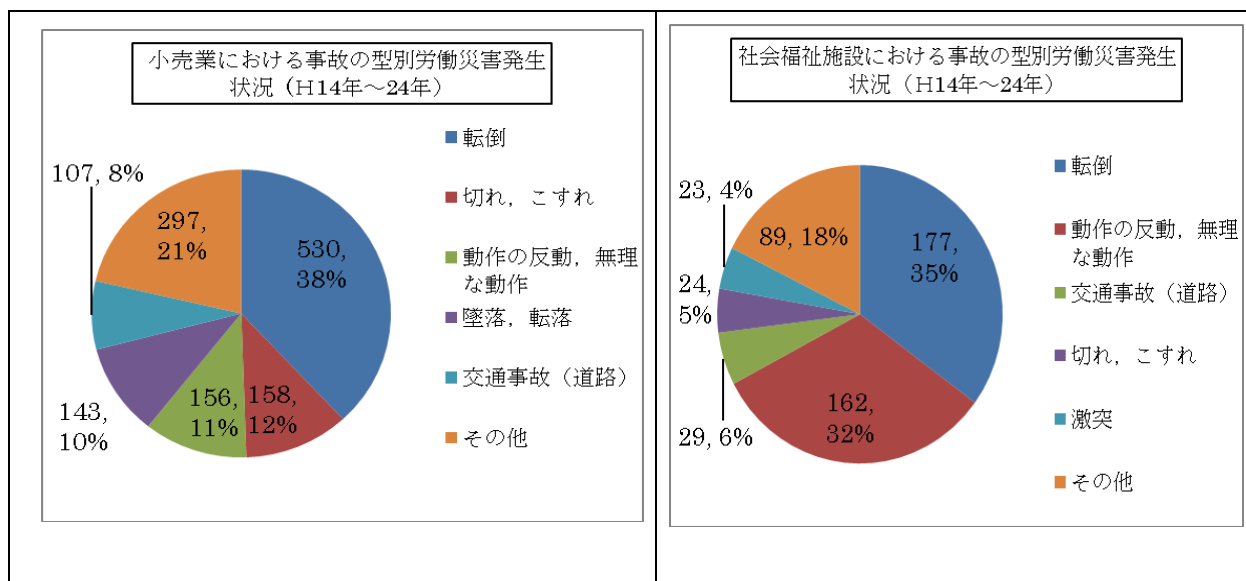
《表1》 製造業・建設業・第三次産業の雇用者数の推移(秋田県内) 出典 国勢調査						
	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
雇用者数	406,107	412,597	433,950	436,487	409,992	384,274
製造業 (構成比)	98,018 24.1%	112,785 27.3%	104,304 24.0%	93,400 21.4%	75,248 18.4%	67,590 17.6%
建設業 (構成比)	50,429 12.4%	48,135 11.7%	57,749 13.3%	57,362 13.1%	45,215 11.0%	35,048 9.1%
製造業・ 建設業合計	148,447 36.6%	160,920 39.0%	162,053 37.3%	150,762 34.5%	120,463 29.4%	102,638 26.7%
第三次産業 (構成比)	242,122 59.6%	241,843 58.6%	264,323 60.9%	279,183 64.0%	280,589 68.4%	274,394 71.4%

《表2》 製造業・建設業・第三次産業における労働災害件数及び千人率の推移(秋田県内)

	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
全労働災害件数 ()内は死亡件数	2,036 (23)	1,857 (27)	1,706 (33)	1,352 (20)	1,042 (17)	1,029 (13)
製造業 労働災 害件数及び比率	664(5) 32.6%	625(3) 33.7%	515(1) 30.2%	381(2) 28.2%	233(2) 22.4%	200(1) 19.4%
千人率	6.77	5.54	4.94	4.08	3.10	2.95
建設業 労働災 害件数及び比率	639(13) 31.4%	566(5) 30.4%	571(15) 33.5%	354(6) 26.2%	290(5) 27.8%	209(6) 20.3%
千人率	12.67	11.76	9.89	6.17	6.41	5.96
※ 第三次産業 労働災害件数 及び比率	501(5) 24.6%	506(13) 27.2%	533(14) 31.2%	556(9) 41.1%	480(7) 46.1%	555(7) 53.9%
千人率	2.07	2.09	2.02	1.99	1.71	2.02
※ 近似値	全数－(製造業、建設業、林業)			出典 労働者死傷病報告		

一方、労働者が第三次産業へとシフトしたことにより、小売業、飲食店、保健衛生業などの第三次産業が労働災害に占める割合が増加を続けている(表2)。中でも労働災害が急増している医療や介護などの分野は、高齢化の進展による需要の拡大により、従事する労働者が今後も増えることが予想される。これらの業種では、主に機械、設備の改善や、特定の作業や場所に着目した対策によってリスクを低減させ、災害の防止に効果を上げてきた製造業や建設業とは異なり、労働者が滑ったり、躓いたりすることによる転倒災害、重い物や人を運ぶことなどによる腰痛災害が多くを占めており、こうした災害を防ぐためには、労働者個人の作業行動に着目した対策が必要となっている。

【図1】



ただし、重篤な災害に着目すると、製造業や建設業は依然として重要な業種といえる。労働災害全体に占める割合が低下したとは言っても、死亡災害に限れば、各災害防止計画期間の平均においては依然として製造業と建設業で過半数を占めている。建設業は、平成5年を始期とする第8次労働災害防止計画期間中では全体の死亡災害の46.2%を占め、第11次防では36.7%に減少してはいるが、依然として単独で3分の1以上を占め、製造業は、雇用に占める割合は減っているにもかかわらず、死亡災害に占める割合は過去20年以上にわたって1割前後で推移し減少していない(表3)。障害の残るような災害も含む重篤な災害を防止するためには、今後も製造業や建設業、更には交通労働災害以外の要因で死亡災害が多発している林業に対して重点をしばった取組が必要な状況にある。

《表3》 死亡災害全体に占める製造業、建設業の割合の変化(秋田県内)

労働災害防止計画 年	第8次防					第9次防				
	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14
製造業死亡災害件数	4	3	1	1	3	1	4	2	4	2
製造業:年平均値・構成比	12/5=2.4 12/132→9.1%					13/5=2.6 13/106→12.3%				
建設業死亡災害件数	7	15	15	15	9	13	13	6	5	4
建設業:年平均値・構成比	61/5=12.2 61/132→46.2%					41/5=8.2 41/106→38.7%				
(製造業・建設業)合計	11	18	16	16	12	14	17	8	9	6
(製造業・建設業)計	73					54				
全業種死亡災害件数	23	29	33	26	21	24	30	20	14	18
全業種各災防計画計	計132					計106				
(製造・建設合計/全業種)	47.8%	62.1%	48.5%	61.5%	57.1%	58.3%	56.7%	40.0%	64.3%	33.3%
各災防計画比率	73/132=55.3%					54/106=50.9%				

労働災害防止計画 年	第10次防					第11次防				
	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
製造業死亡災害件数	0	1	2	1	2	3	2	1	3	1
製造業:年平均値・構成比	6/5=1.2 86/74→8.1%					10/5=2.0 10/60→16.7%				
建設業死亡災害件数	5	5	5	10	7	6	5	6	3	2
建設業:年平均値・構成比	32/5=6.4 32/74→43.2%					22/5=4.4 22/60→36.7%				
(製造業・建設業)合計	5	6	7	11	9	9	7	7	6	3
(製造業・建設業)計	38					32				
全業種死亡災害件数	14	9	17	20	14	14	11	13	13	9
全業種各災防計画計	計74					計60				
(製造・建設合計/全業種)	35.7%	66.7%	41.2%	55.0%	64.3%	64.3%	63.6%	53.8%	46.2%	33.3%
各災防計画比率	38/74=51.4%					32/60=53.3%				

(2) 非正規労働者等の増加と外部委託の広がり

業種ごとの雇用者数の変化に加え、雇用形態にも大きな変化が見られる。労働者全体に占める非正規労働者の割合は、5年ごとに行われる国勢調査によると、平成17年までは10%台となっているが、その後急速に増加し、平成22年時点では31.7%にまで達している(表4)。非正規労働者の内訳は、パート・アルバイト・その他が93.5%、派遣社員が6.5%となっている。

《表4》 正規労働者と非正規労働者の割合の推移(秋田県内)

	平成12年	平成17年	平成22年
正規労働者	85.1%	82.2%	68.3%
非正規労働者	14.9%	17.8%	31.7%
うち男性	35.8%	35.5%	28.5%
うち女性	64.2%	64.5%	71.5%

出典：国勢調査

《表5》 非正規労働者の業種別構成比(秋田県内)

全産業	製造業	建設業	第三次産業 (農林水産業、鉱業・採石業、建設業、製造業以外の業種)			
			卸売・小売	宿泊・飲食	医療・福祉	
100%	13.3%	4.4%	79.6%	30.7%	13.5%	17.5%

出典：国勢調査 (平成22年)

非正規労働者は7割を女性が占めており、また8割が第三次産業に集中している(表4、表5)。本来、労働者の安全衛生については、労働者の属性に関わりなく等しく確保されるべきものであるが、労働安全衛生法では、第三次産業に対する労働衛生面での管理体制確立の義務は一定限定められているものの、安全面においては一定の業種についてしか義務化されていないこと、また異なる労働条件や就業状況に着目した規程とはなっていないこと等から、第三次産業への法的な指導は困難な点も多い。しかしながら、社会情勢の変化に伴い、労働者の3人に1人以上が非正規労働者となり、非正規労働者の多い第三次産業の労働災害に占める割合が増大している現状において実効ある災害防止指導を行うことが急務となっている。

これらに加えて、様々な分野で請負などによる外部委託が行われるという変化も生じている。労働安全衛生法では、労働者の安全や健康を守る義務を負うのは労働者を雇用する事業者を基本としているが、請負に伴い事業者間の責任分担が曖昧になったり、請負事業者の権限だけでは十分な労働災害防止のための対策を講じることが困難である等の状況もあり、注視していかねばならない。

以上のように社会情勢、経済情勢に大きな変化が生じていることを十分認識し、より合理的かつ効果的な災害防止の取り組みとしていく必要がある。

(3) 少子高齢化の影響

経済構造や就業環境の変化に加えて、急速に進む少子高齢化による影響も生じている。65歳以上の高齢者の就労人口は、高齢者雇用の促進とも相まって過去20年間でほぼ倍増しており、その結果、労働災害に被災する高齢者も増加している(表6)。60歳以上の労働災害発生率は、他の年齢に比べても高く、同じ災害に遭遇しても、高齢者の場合は休業日数が長くなる傾向にある。また、高齢者は高血圧などの基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながることも懸念される。

今後も定年年齢の延長等に伴い、これまで以上に労働者に占める高齢者の割合は高くなることが見込まれるため、これからの労働災害防止の取組は、これら高齢化によるリスクの増大も念頭においたものとしていく必要がある。

		15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	合計	
昭和60	人数	55,181	111,488	107,468	87,744	37,469	6,757	406,107	
	比率	13.6%	27.5%	26.5%	21.6%	9.2%	1.7%		
平成2	人数	51,311	100,090	121,361	86,635	46,852	6,348	412,597	
	比率	12.4%	24.3%	29.4%	21.0%	11.4%	1.5%		
平成7	人数	55,217	91,276	117,360	102,585	55,711	11,801	433,950	
	比率	12.7%	21.0%	27.0%	23.6%	12.8%	2.7%		
平成12	人数	50,117	93,764	105,431	117,646	55,850	13,679	436,487	
	比率	11.5%	21.5%	24.2%	27.0%	12.8%	3.1%		
	災害件数	149	199	238	360	296	110		1,352
	構成比	11.0%	14.7%	17.6%	26.6%	21.9%	8.1%		
平成17	年千人率	2.97	2.12	2.26	3.06	5.29	8.04	3.10	
	人数	38,411	91,817	92,064	109,205	65,902	12,593	409,992	
	比率	9.4%	22.4%	22.5%	26.6%	16.1%	3.1%		
	災害件数	114	164	172	263	256	73		1,042
構成比	10.9%	15.7%	16.5%	25.2%	24.6%	7.0%			
平成22	年千人率	2.96	1.79	1.87	2.41	3.88	5.79	2.54	
	人数	28,341	78,909	89,003	97,477	77,181	13,363	384,274	
	比率	7.4%	20.5%	23.2%	25.4%	20.1%	3.5%		
	災害件数	50	193	190	243	294	65		1,035
構成比	4.8%	18.6%	18.4%	23.5%	28.4%	6.3%			
	年千人率	1.76	2.45	2.13	1.46	3.81	4.86	2.69	
22年全国雇用者数								5463万	
22年全国死傷者数								116,773	
全国年千人率								2.14	

(出典：国勢調査、労働者死傷病報告)

(4) 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政はさらなる減量、効率化が求められている。

このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に、業界団体や労働災害防止団体などとの連携を強め、業界の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していく必要がある。

(5) 地域事情を踏まえ、社会に開かれた安全衛生対策

メンタルヘルス不調、過重労働、腰痛等への対応が重要性を増し、第三次産業を含む広範な分野に課題が広がっている中では、労働災害は一部の危険な作業に従事している労働者だけの問題ではなく、誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を持つことが重要である。

そのために、企業による自主的活動を活性化するとともに、安全衛生を巡る問題を可視化し、より社会に開かれたものとしなければならない。この可視化とは、どういう労働災害がどれだけ起こっているのか、不十分な取組がどのような結果を招くのか、それを防ぐためには、企業や労働者自身が何をすればよいのか、各企業がどのような取り組みを進めているのか、といった情報を、労働者やその家族、求職者を含むあらゆる人々が容易に入手し、認識を共有できるような状態にすることであり、当面ホームページほか、各種広報により情報提供できるよう工夫する必要がある。

また、秋田県の地域事情に起因する安全衛生問題については、積極的に職域のみならず地域への発信も行うことが重要である。

(6) 発注者、機械製造者等の管理者の安全衛生対策

運送業における荷役作業の労働災害防止が、運送事業者の災害防止努力とともに荷役作業を行う場所の管理者（荷主等）の理解があれば一層効果的な対策が期待できる。

また、機械設備による労働災害を防止するための対策としては、製造段階で危険性の確認や機械設備の安全化を行い、残ったリスクの情報をユーザーに提供する取組をしているところである。

さらに、化学物質による労働災害を防止するための対策としては、本省において危険有害性情報の提供による取組を進めているが、依然として機械設備や化学物質による災害が多発しているため、さらなる取組の促進が必要である。

3 重点施策

先に述べた社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しを行う必要がある。

よって今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- 労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は19.0%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、雇用者数が過去10年で約2倍と急増しているが、災害増加率はそれを上回って過去10年で2.75倍になっている。（表7）

また、全労働災害の1割弱を占める陸上貨物運送事業においては、交通労働災害は年々減少傾向にあるものの、荷役作業時における労働災害はここ10年を見ると20人代で推移しており、減少傾向が見られないほか、死亡災害も発生している。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。

《表7》 業種別の死傷者数の推移（秋田県内）

業種	平成14年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	災害増減率
建設業	362	242	238	228	209	224	-38.1%
製造業	273	256	251	215	200	209	-23.4%
第三次産業	448	528	505	465	538	533	+19.0%
小売業	108	140	124	116	143	147	+36.1%
社会福祉施設	29	33	44	56	69	80	+175.9%
飲食店	19	27	21	16	25	19	0%
陸上貨物運送事業	89	88	73	72	88	81	-9.0%

（出典：労働者死傷病報告）

※災害増減率は、平成14年と比較した平成23年の増減率

- 小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。また、高

齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。

- 陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約3割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

（目標）

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■小売業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。

■社会福祉施設

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

■飲食店

労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。

■陸上貨物運送事業

労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。

（講ずべき施策）

小売業等や陸上貨物運送事業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に小売業等は労働災害全体に占める割合が増加しているため、労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

① 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。

①-1 安全衛生管理体制の強化

- 小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、現場における非正規労働者に関する安全衛生活動の実態を十分把握し、これらの実態を踏まえて、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう指導する。

①-2 小売業に対する集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約3割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置について普及させる。

①-3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。なお、「介護労働環境向上奨励金」の活用ができる機器もあることを説明する。
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

①-4 飲食店に対する集中的取組

- ・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点として計画的に指導を実施する。なお、今後作成される労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等について、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

② 陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・陸上貨物運送事業の労働災害の多くが荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して「トラックの荷役作業における安全ガイドラ

イン」を周知・普及する。

b **トラック運転者に対する安全衛生教育の強化**

- ・荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

c **荷主による取組の強化**

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・死亡災害は大幅に減少してはいるものの、依然として年間 10 人内外が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、その4割近くを占める「墜落・転落災害」、10%を占める「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落災害は、約半数が建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害も約半数が製造業で発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果や、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対しては、休業災害の減少はもとより、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。(表8)
- ・建設業は、平成 23 年以降労働災害が増加する傾向にある。この背景には、東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化していることの影響が考えられ、被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足し、この結果、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念される。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。
- ・林業においては、国産材が伐期をむかえ、今後素材生産が上向くことが期待されるほか、温暖化対策としての森林育成事業も継続されている。また、就労者の高齢化とともに、未経験者の新規就労もあり、死亡災害等の重大災害防止が引き続き重要課題となる。

《表8》 建設業、製造業、林業の死亡者数の推移（秋田県内）

業種	平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
建設業	4	7	6	5	6	3	2
製造業	2	2	3	2	1	3	1
林業	7	3	1	1	0	0	3

(出典：労働者死傷病報告)

(目標)

以下の重点業種ごとに第12次労働災害防止計画期間中の死亡災害件数を、第11次労働災害防止計画期間中の死亡災害件数と比較し、下記目標件数の達成を目指す。また、平成29年の死亡災害件数を各重点業種において1件以下とする。

■建設業

労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。

■製造業

労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる。

■林業

労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、平成23年以降労働災害が増加傾向にあり、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

林業では、東北全体の中でも労働災害発生件数が多く、特に伐木作業にかかる災害の防止に取り組む必要がある。特にかかり木処理の安全手順の順守徹底について強力的に推進する。

① 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

- ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は26%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が40%を占めるため、足場からの墜落・転落災害防止対策に加え、適切なはしご使用や屋根からの墜落防止対策を徹底する。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯着用を強力的に指導する等、墜落時に衝撃が少ない安全帯を普及させる。

b 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう発注機関へ要請する。

- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスベストばく露防止対策

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

(b) 解体工事の安全対策

- ・老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策について、後日示されるガイドラインの周知徹底を図る。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

② 製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

- ・死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 労働災害防止団体と連携した取組み

- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の再確認が急がれており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、各労働災害防止団体の活動を支援する。

③ 林業対策

a 伐木作業の安全対策の徹底

- ・林業災害の多くは、チェーンソーを使用して行う伐木作業に起因していることから、

伐木作業手順の徹底、高齢者の模範作業推奨運動（仮称）、リスクアセスメント実施等を災防団体とともに推進する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

（現状と課題）

- 健康面では、労災請求・認定件数が増加している精神障害や脳・心臓疾患を防止するためのメンタルヘルス対策や、過重労働による健康障害防止対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

《表9》 脳・心臓疾患及び精神障害の労災申請・認定件数の推移（秋田県内）

疾病		H14年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
脳・心臓疾患 （うち死亡）	請求	2	4（2）	3（0）	1（0）	3（1）	5（3）
	認定	1	1（1）	4（1）	1（0）	2（1）	2（1）
精神障害 （うち自殺）	請求	4	7（4）	6（3）	8（2）	9（1）	7（1）
	認定	1	2（1）	2（1）	3（0）	5（2）	3（1）

（出典：秋田労働局調べ）

- 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。
- 業務上疾病の約7割を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げているほか、夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

《表10》腰痛（労働災害）の発生件数の推移（秋田県内）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
業務上疾病 発生件数	57	66	64	55	55
腰痛件数	39 (68.4%)	47 (71.2%)	45 (70.3%)	42 (76.4%)	39 (70.9%)

（出典：労働者死傷病報告（腰痛件数の（ ）内は業務上疾病に占める割合））

《表 1 1》職場における熱中症の発生件数の推移（秋田県内）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
熱中症件数	22	16	6	59	31	
内休業 4 日以上	3	0	0	3	2	3

（出典：労災認定件数）

① メンタルヘルス対策

（目標）

平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。

（講ずべき施策）

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 取組方策の分からない事業場への支援

- ・職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もあるため、事業者がこうした取組が行えるようにメンタルヘルス対策支援センターの活用を図る。特に小規模事業場に対する支援については、地域産業保健センターと連携し強化を図る。

d 職場復帰対策の促進

- ・事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援事業等を広く周知する。

e 当局 3 か年計画の着実な実施

- ・当局における「職場におけるメンタルヘルス対策推進 3 か年計画」（平成 23～25 年度）に基づき、広報、自主点検、集団指導、個別指導等を着実に実施する。

② 過重労働対策

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 30%以上減少させる。

(講すべき施策)

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と併せ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

(目標)

職場における化学物質管理の推進のため、平成 29 年までに GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする。

(講すべき施策)

a リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付の促進を図る。

④ 腰痛・熱中症予防対策

(目標)

■腰痛
平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害に

よる休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる（再掲）

■熱中症

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の労働災害の死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%減少させる。

（講ずべき施策）

④-1 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進させる。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。なお、「介護労働環境向上奨励金」の活用ができる機器もあることを説明する。
- ・上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を収集し、改定予定のマニュアル等を普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようになるための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

④-2 熱中症対策

a 熱中症対策製品の客観的評価

- ・熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあるため、WBGT値（暑さ指数）の低減効果の観点から機能の評価を行い、適切な製品を選択するよう注意喚起を行う。
- ・多発業種である建設業、運送業、林業等について、情報提供を計画的に実施する。この場合、秋田地方气象台、秋田市消防本部などと連絡調整の上、効果的な手法を検討する。

⑤ 受動喫煙防止対策

（目標）

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。

(講ずべき施策)

a 普及・啓発

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

b 受動喫煙防止対策の強化

- ・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

ウ 業種横断的な取組

(現状と課題)

- ・リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場の取組が遅れている(表12)。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。

《表12》 第一次、第二次リスクアセスメント計画実施による導入状況(秋田県内)

(H20年度~23年度集計) 規模50人(林業10人)以上		製造業	建設業	道路貨物運送業	林業	合計
H21.3.31	実施/対象 実施率	89/264 34%	15/36 42%	4/47 9%	21/43 49%	129/390 33%
H24.3.31	実施/対象 実施率	214/264 81%	34/36 94%	36/47 77%	42/43 98%	326/390 84%

(出典：秋田労働局)

第二次計画は平成23~25年度で実施。対象は第一次計画で未実施の事業場および規模50人以上の第三次産業、規模30~49人の製造業、建設業、道路貨物運送業。

- ・55歳以上の高齢労働者の数は、平成2年から平成22年の20年間で53,200人から90,544人と、70%以上増加し、労働災害に占める55歳以上の割合も、平成12年から平成22年の10年間で、30.0%から34.7%と徐々に増加している。55歳以上の高齢労働者は、労働災害発生率も高く、今後、高齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

《表13》 高齢労働者数の推移(秋田県内)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
雇用者数	406,107	412,597	433,950	436,487	409,992	384,274
うち55歳以上	44,226 (10.9%)	53,200 (12.9%)	67,512 (15.6%)	69,520 (15.9%)	78,495 (19.1%)	90,544 (23.6%)

(出典：国勢調査、55歳以上の()内は雇用者数に占める割合)

- 労働者の3人に1人以上が非正規労働者となっているため、非正規労働者を含んだ事業場の安全衛生活動の推進が必要となっている。
- 転倒災害は、平成17年以降秋田県における労働災害のうち、事故の型別に見ると第一位の災害態様となっており、近年その比率が増加し、全災害の25%を占めるに至っている。また、転倒災害はあらゆる業種で通年で発生するとともに、高齢化と相まって骨折などの重症化に至る事例が多い。さらに、当県の冬は積雪、寒冷が厳しく、12月から3月はそれを背景に労働災害が激増することとなっている。これらのことから、業種横断的に対策を講ずることが必要である。
- 交通労働災害は、死亡災害に至る確率が高く、またあらゆる業種において発生している。また、建設業や製造業において社有車を使用して複数人数での出張、通勤もあることから、重大災害になる事例も多い。業種横断的に対策を講ずる必要がある。

(講ずべき施策)

① リスクアセスメントの普及促進

a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。

c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。(再掲)

d 当局3か年計画の着実な実施

- 第二次リスクアセスメント等3か年計画(平成23~25年度)に基づき、集団指導、個別指導、自主点検等を着実に実施する。

② 高齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高齢労働者数の増加により、高齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
- ・高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、事業場に情報提供を行うとともに広報により注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

③ 非正規労働者対策

a 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

④ 転倒災害防止対策

a 転倒災害防止プロジェクト・チームの活動の促進

- ・平成24年4月に発足した転倒災害防止プロジェクト・チームの活動を継続する。
局内災害状況の分析、冬季と夏季の転倒災害に関する専門家の知見の普及・啓発、労使間のみならず県内に向けた安全対策の広報などを行う。

b 署における指導パンフレットの作成

- ・プロジェクト・チームの提言などを踏まえた事業主・労働者への周知パンフレットを作成し、指導に役立てる。

⑤ 交通労働災害防止対策

a ガイドラインの徹底等

ガイドラインの内容実施に関する検証を自主点検の形で、年度ごとに業種を定め実施する。

b 関係機関等との連携

国土交通省、秋田県警、関係機関等との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(現状と課題)

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成 22 年以降 2 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。
- ・民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う担当者の育成を行政と災害防止団体、業界団体が協働して行う必要がある。

(講ずべき施策)

労働局は、上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間における安全衛生活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

① 専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の育成と活用

- ・様々な業界で安全衛生活動に携わってきた人材を、業種を超えて有効に活用し、事業場の安全衛生水準を高めていく方策を推進する。
- ・専門家の知識やノウハウを活用しながら安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。
- ・署の安全衛生担当者が、署の管轄の垣根を越え、広域的な活動ができるよう組織体制の充実を図る。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労

働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

- 労働災害防止団体が、労働災害防止団体の精神に則り、所管する業界に対する労働災害防止活動への指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施できるよう、援助に努める。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

a 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の活用を図る。
- 労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、産業保健活動の促進に協力する。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(現状と課題)

- ・労働者の安全や健康にかかわる問題は家族も含めれば全国民的問題であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

(講ずべき施策)

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられる仕組みについて、労働者や国民全体に直接働きかけを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

① 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

② 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

- ・安全への取組について、企業価値を評価する一つの要素と捉え、企業の取組を広く国民にホームページなどで公表して国民とともに応援する「あんぜんプロジェクト」、「見える安全活動コンクール」等への参加を勧奨する。

③ 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

a 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつけることを念頭にした各種説明会、キャンペーンの在り方を検討し、広報活動も実施する。

b 県内特有の問題についての取組

- ・雪国秋田における雪下ろし作業における屋根からの墜落災害、凍結路面における転倒災害については、一般県民の課題でもあり、各種方法について労働災害防止団体などと検証し、労働現場においてより安全な対策を実施すること、それが一般県民にも波及することが重要であり、それらの課題に取り組む。

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

(現状と課題)

- ・労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。

(講ずべき施策)

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組について調査・指導を強化する。

① 発注者等による安全衛生への取組強化

a 発注者等による安全衛生への取組強化

- ・外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組について調査・指導を強化する。

b 荷主による取組の強化（再掲）

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

c 建設工事発注者に対する要請（再掲）

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

② 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

a 機械災害防止対策の推進（再掲）

- ・機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとと

もに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 機械の本質安全化の促進

- 機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。

③ 労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- 労働災害は、アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、時として周辺住民等にも影響を及ぼすため、労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他機関の施策との一層の連携を図る。